

特定退職金共済制度 (特退共)



大切な
「人財」に
安心の
退職金を。

特定退職金共済制度（特退共）の概要

☆この制度は、所得税法施行令第73条第1項各号の要件を備えた「山梨県中小企業団体中央会退職金共済規程」（以下「退職金共済規程」）に基づき、山梨県中小企業団体中央会（以下「中央会」）が所轄税務署長から承認を受け、実施しております。

制度の特長

1

退職金制度の確立は、従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。

2

この制度を採用することにより、中小企業でも安定した退職金制度が容易に確立できます。

3

月々、定額の掛金を支払うことにより、将来の退職金を計画的に準備できます。

4

事業主が負担するこの制度の掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。
しかも従業員の給与所得にもなりません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

5

この制度は、「勤労者退職金共済機構」が実施する退職金制度（中退共）との重複加入が認められます。
他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

6

この制度を採用することにより、法律で定められた退職金支払いのための保全措置が講ぜられます。（賃金の支払の確保等に関する法律第5条）

7

この制度の掛金は、引受生命保険会社（三井生命保険株式会社）に運用を委託しております。

～～～ 以下、「退職金共済規程」の中で特に重要な事項を中心に記載しておりますので、ご確認のうえお申込ください。～～～

加入事業主（共済契約者）

○山梨県中小企業団体中央会に加盟する団体の会員である事業主（法人又は個人）

被共済者になれる従業員

- 事業主（共済契約者）と雇用関係にあり、加入日現在において満15歳以上満65歳未満の従業員
※下記の方を除き、使用人兼務役員*を含む従業員全員を被共済者とする必要があります。
- 被共済者としなくてもよい従業員
 - ①臨時に雇われている者
 - ②季節的な仕事のために雇われている者
 - ③試用期間中の者
 - ④非常勤の者
 - ⑤パートタイム労働者
 - ⑥休職中の者
 - ⑦退職金規程等により退職金の支払動続年数に満たない者
(例：退職金規程上、勤続2年未満の者)

※**使用人兼務役員**とは、法人税法第34条第5項に規定された使用人としての職務を有する役員です。

【法人税法 第34条第5項】

第1項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。

(使用人兼務役員とされない役員)

【法人税法施行令 第71条第1項】

- 一 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
- 二 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員

〔三以下省略〕

被共済者になれない方

- 個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族
- 法人の役員（使用人兼務役員*を除く）
- 他の特定退職金共済制度の被共済者

掛 金

- 事業主（共済契約者）は、1口1,000円として従業員（被共済者）1人につき最高30口（30,000円）まで掛金を毎月納入できます。
※追加加入と掛金の増額は、毎月お取扱いいたします。（掛金の減額及び中断は、「退職金共済規程」に定める事由に該当する場合のみお取扱いいたします。）
- 掛金は、従業員（被共済者）が退職する月まで毎月継続して納入する必要があります。
- 掛金は、全額事業主（共済契約者）負担となります。
※掛金は、いかなる場合（懲戒解雇等を含む）も事業主（共済契約者）には返還しません。
※事業主（共済契約者）は、従業員（被共済者）のうち特定の者につき不当な差別的取扱いをすることはできません。
※「退職金共済規程」では、「掛金」及び「過去勤務一括掛金」の2つが定められておりますが、本資料の掛金は前者を指します。

加入申込手続

- お申込にあたり、従業員（被共済者）の加入同意が必要です。
- 「特定退職金共済制度加入申込書」に所定の項目をご記入のうえ、毎月10日までに中央会又は引受生命保険会社である三井生命保険株式会社へご提出ください。
- 毎月10日までのお申込分については、翌月23日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に申込金（加入承諾により初月分掛金に充当）をご指定の預金口座より振替させていただきます。
◇振替ができれば、振替日の翌月1日が本制度の加入日（共済契約成立日）となります。
◇振替ができなかった場合は、お申込を取消されたものとみなします。

掛金の納入方法

- 掛金（申込金を含む）は、中央会の指定する金融機関より毎月23日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定の預金口座より振替させていただきます。
- 2回目以降の掛金が口座振替不能となった場合、その翌月に2か月分を振替させていただきます。

退職金共済証

- 共済契約成立後、従業員（被共済者）毎の「特定退職金共済制度 退職金共済証」を発行し、事業主（共済契約者）へお届けします。
- 事業主（共済契約者）は、共済契約成立について従業員（被共済者）に通知する必要があります。

※加入の流れ〔4月1日加入の場合〕



退職金

- 退職金は、退職した従業員（被共済者）へ直接お支払いいたします。
※いかなる場合（懲戒解雇等を含む）も事業主（共済契約者）にはお支払いいたしません。

【退職年金】

従業員（被共済者）が、掛金納入期間60月以上で死亡以外の事由により退職したときに、加入口数及び掛金納入期間に応じた金額をお支払いいたします。

年金の支給期間は10年で、年4回（2月、5月、8月、11月）、3か月分をまとめてお支払いいたします。

※従業員（被共済者）が、退職年金に代えて一時金を希望したときは、一時金でお支払いいたします。

※年金月額が10,000円未満の場合は、退職年金に代えて一時金でお支払いいたします。

【退職一時金】

従業員（被共済者）が、掛金納入期間60月未満で死亡以外の事由により退職したときに、加入口数及び掛金納入期間に応じた金額をお支払いいたします。

【死亡退職一時金】

従業員（被共済者）が死亡により退職したときに、退職一時金の金額に加え、加入口数1口につき10,000円を加算した金額を、「退職金共済規程」に定める遺族へお支払いいたします。

- 退職金の請求は、三井生命保険株式会社又は中央会に備付の請求書に退職事実が分かる書類等の必要書類を添えて、中央会へご提出ください。

共済契約の解除

- 事業主（共済契約者）が掛金納入を6か月以上怠ったとき、中央会は共済契約を解除します。
- 従業員（被共済者）が、退職せず次に該当したとき、中央会は当該被共済者の共済契約を解除します。
 - ①個人事業主
 - ②個人事業主と生計を一にする親族
 - ③法人の役員（使用人兼務役員を除く）
- 従業員（被共済者）が、偽りその他不正行為によって、退職金もしくは解約手当金の支払いを受けたとき又は受けようとしたとき、中央会は共済契約を解除します。
- 事業主（共済契約者）又は従業員（被共済者）が、反社会的勢力に該当すると認められるとき又は反社会的勢力に関与していることが認められるとき、中央会は共済契約を解除します。
- 事業主（共済契約者）は、被共済者の同意を得た場合に限り、共済契約を解除できます。
- 共済契約が解除となった場合、【解約手当金】を従業員（被共済者）へ直接お支払いいたします。
※いかなる場合も事業主（共済契約者）にはお支払いいたしません。

基本給付額表

(加入口数1口あたり)			
掛金納入期間	退職一時金額	退職年金月額	死亡退職一時金額
(年)	約 (円)	約 (円)	約 (円)
1	11,290		21,290
2	22,860		32,860
3	34,720		44,720
4	46,880		56,880
5	58,770	(508)	68,770
6	70,720	(611)	80,720
7	82,730	(715)	92,730
8	94,810	(819)	104,810
9	106,950	(924)	116,950
10	119,160	(1,030)	129,160
15	181,200	(1,566)	191,200
20	244,930	(2,116)	254,930
25	310,410	(2,682)	320,410
30	377,680	(3,263)	387,680

●上表は「退職金共済規程」に基づく加入口数1口あたりの基本給付額です。

※加入後の制度財政状況等により、「退職金共済規程」改定に基づき、支給額が変更となる場合があることを予めご承知おきください。

税法上の取扱

(一般的な取扱について記載しておりますので、個別の取扱は税務署等に確認ください。)

【掛金】

○事業主（共済契約者）が納入した掛金は、従業員（被共済者）1人につき月額30,000円まで損金（必要経費）となります。〔法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条〕

【退職年金】

○退職年金は、雑所得として公的年金等控除が受けられます。〔所得税法第35条、所得税法施行令第82条の2〕

【退職一時金】

○退職一時金は、退職所得として退職所得控除が受けられます。〔所得税法第30条、所得税法施行令第72条〕

【死亡退職一時金】

○遺族が受け取る死亡退職一時金は、相続財産として相続税の対象となります。〔相続税法第3条、第12条〕

【解約手当金】

○解約手当金は、一時所得となります。〔所得税法施行令第76条〕